

社会福祉法人つがる三和会

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人つがる三和会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員がその職務のため評議員会に出席したときは、別表第1に定める額を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員がその職務のため評議員会に出席したときは、別表第2により費用を弁償する。

2 評議員がその職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、出務の都度支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役職名	報酬の額
議長	日額 12,000円
評議員	日額 10,000円

別表第2（第3条第1項関係）

費用弁償の額
日額 1,500円

社会福祉法人つがる三和会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人つがる三和会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 定款第15条第2項に規定する理事長及び同条第3項に規定する業務執行理事については、別表第1に定める報酬及び賞与を支給する。

2 役員等がその職務のため理事会及び監事監査に出席したときは、別表第2に定める額を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため理事会及び監事監査に出席したときは、別表第3により費用を弁償する。

2 役員等がその職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第5条 法人の職員が兼務している場合においては、第3条第2項及び第4条第1項の規定にかかわらず、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、出務の都度支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定

める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
平成22年4月1日 常勤役員報酬に関する規程は廃止する。

別表第1 (第3条第1項関係)

役職名	報酬の額	賞与
理事長	月額 1,000,000円	職員の給与規程第16条の規定に 準ずる額
業務執行理事	月額 400,000円	

別表第2 (第3条第2項関係)

役職名	報酬の額
議長	日額 12,000円
理事・監事	日額 10,000円

別表第3 (第4条第1項関係)

費用弁償の額
日額 1,500円

社会福祉法人つがる三和会

評議員選任・解任委員会の委員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 委員がその職務のため委員会に出席したときは、別表第1に定める額を支給する。

(費用弁償)

第3条 委員がその職務のため委員会に出席したときは、別表第2により費用を弁償する。

2 委員がその職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 法人の職員が兼務している場合においては、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、出務の都度支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

役職名	報酬の額
委員長	日額 12,000円
委員	日額 10,000円

別表第2 (第3条第1項関係)

費用弁償の額
日額 1,500円